(証券コード 4503) 2022 年 6 月 20 日

株主各位

東京都中央区日本橋本町二丁目 5 番 1 号 アステラス製薬株式会社 代表取締役社長 安 川 健 司

第17期 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第17期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項

- 1. 第17期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
- 2. 第17期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告しました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示しております)

変更前	変更後
第 16 条 (株主総会参考書類等のインター	(削 除)
ネット開示とみなし提供)	
当会社は、株主総会の招集に際し、株主	
総会参考書類、事業報告、計算書類およ	
び連結計算書類(当該連結計算書類に係	
る会計監査報告および監査報告を含む。)	
に記載または表示をすべき事項に係る情	
報を、法務省令に定めるところに従いイ	
ンターネットを利用する方法で開示する	
ことにより、株主に対して提供したもの	
とみなすことができる。	

****	***		
変更前	変更後		
(新一設)	第16条(電子提供措置等)		
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主		
	総会参考書類等の内容である情報につい		
	て、電子提供措置をとるものとする。		
	当会社は、電子提供措置をとる事項のう		
	ち法務省令で定めるものの全部または一		
	部について、議決権の基準日までに書面		
	交付請求した株主に対して交付する書面		
	 に記載しないことができる。		
第 17 条~第 36 条 (条文省略)	第 17 条~第 36 条 (現行のとおり)		
附則	附則		
(監査等委員会設置会社移行前の社外監査	第1条(監査等委員会設置会社移行前の社		
役との責任限定契約に関する経過措置)	外監査役との責任限定契約に関する経過措		
	置)		
(条文省略)	(現行のとおり)		
(新 設)	第2条(電子提供措置等に関する経過措置)		
	定款第16条の変更は、会社法の一部を改		
	正する法律(令和元年法律第70号)附則		
	第1条ただし書きに規定する改正規定の		
	施行の日である 2022 年9月1日(以下		
	「施行日」という。)から効力を生ずるも		
	「施行日」という。)から効力を生ずるも のとする。		
	「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から		
	「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から 6か月以内の日を株主総会の日とする		
	「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から 6か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、変更前の定款第		
	「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 のとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から 6か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、変更前の定款第 16条はなお効力を有する。		
	「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から 6か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、変更前の定款第 16条はなお効力を有する。 本附則第2条は、施行日から6か月を経		
	「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条はなお効力を有する。本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から		
	「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から 6か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、変更前の定款第 16条はなお効力を有する。 本附則第2条は、施行日から6か月を経		

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 6名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役(監査等委員である取締役を除く)に安川健司、岡村直樹、関山護、河邊博史、田中孝司、桜井恵理子の6 氏が選任され、就任しました。

なお、関山護、河邊博史、田中孝司、桜井恵理子の4氏は社外取締役です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に吉光透、髙 橋雷太、中山美加の3氏が選任され、就任しました。

なお、髙橋雷太、中山美加の両氏は社外取締役です。

以上

(ご参考)

本定時株主総会終了後の当社の取締役は次のとおりです。

代表耳	D締役	社長		安川	健司
代表耳	り 締役	副社長		岡村	直樹
取	締	役		関山	護
取	締	役		河邊	博史
取	締	役		田中	孝司
取	締	役		桜井恵理子	
取締役	殳 (監	查等委	員)	吉光	透
取締役	殳 (監	查等委	員)	渋村	晴子
取締役	殳 (監	查等委	員)	髙橋	雷太
取締役	殳 (監	查等委	員)	中山	美加

(注) 関山護、河邊博史、田中孝司、桜井恵理子、渋村晴子、髙橋雷太、中山美加の 7名は社外取締役であり、東京証券取引所が定める独立役員です。

以上